**「〇 〇 〇 〇 〇」会規約**

第１条 （名称）

本会の名称を〇 〇 〇 〇 〇と称す。

第２条（事務所）

本会の事務所を、会長宅に置く。

第３条 （入会資格）

本会は、原則として東海市内に在住、在勤する者を以て組織する。

第４条（目的及び事業）

本会は、――――を通して、会員相互の親睦と―――――の向上を図ることを目的とし、事業として―――― 、―――― 等を開催する。

第５条 （役員）

１ 本会運営のために、次の役員を置く。役員の任期は、○年とし、再任を妨げない。

会 長１名

副会長 ２名

会 計 １名

監 事 １名

２ 各役員の職務は次のとおりとする。

会長は、本会を代表して会を総括し、会議を招集し議長を決める。

副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。

会計は、本会の会計を掌握する。

監事は、本会の会計を監査する。

第６条 （会議）

本会の会議は、年１回開かれる総会と、前記の役員による役員会とする。

第７条 （定足数）

本会の会議は、それぞれの定数の過半数の出席で成立する。

第８条 （運営）

本会の運営は、会員から徴収する月、￥○○○○ の会費をもってあてる。

第９条 （会計年度）

本会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

第１０条（変更）

この会則は、総会において、出席者の３分の２以上の承認があれば変更できる。

付則 この会則は、平成○年 ○月 ○日から施行する。